

委任者 \_\_\_\_\_ を甲、受任者行政書士岡晃敏を乙として、甲乙間において下記のとおり行政書士業務委任契約を締結する。

(業務の委任及び受任)

第1条 甲は乙に、下記業務を委任し、乙はこれを受任する。

1. 旅館業営業許可代理申請手続、国家戦略特区外国人滞在施設経営事業特定認定申請手続及び住宅宿泊事業法における届出に係わる申請書又は届出書及び添付(提示)書類の作成・交付申請受領及び申請書等の提出を含む手続の一切
  2. その他付属手続(但し消防法令適合通知書交付申請書作成以外の消防設備設置届出、使用開始届等消防設備業者の行う業務を除く)に必要な消防、建築指導、環境関連部局等に対する各種申請、届出等書類の交付申請、受領に関する一切の件
2. 受任した業務(事件)の処理に関連して、前項各号以外の手続が必要となったときは、別途甲乙協議して決定する。

(受任業務の処理)

第2条 乙は甲の承諾を得て建築士等に、関連する業務を処理又は補助させることができる。また、他の行政書士と共同して業務を処理し、あるいは補助させることができる。

(委任者・受任者の責務)

第3条 甲は乙に対して、業務の処理に必要な資料を提示し、業務の処理に関し積極的かつ全面的に乙に協力し、乙は誠実に業務を処理するものとする。

(報酬及び必要経費の支払い)

第4条 本件業務の報酬は、報酬規定のとおりとし、委任した業務につき甲は乙に支払う。報酬は業務の依頼及び受任決定後、1週間以内に指定口座(三井住友銀行 南森町支店 普通口座 2234069 オカアキトシ口座)への振込にて支払う。

2. 甲が乙の承諾なしに申請を取下げ等により終了させ、又は正当な理由なしにこの契約を解約したとき、若しくは甲の責任により業務(事件)の処理を不能にしたときでも、乙は甲に第1項の報酬を請求することができる。
3. 申請が不許可となったときは、乙は甲に対し、申請代行手数料を全額返却するものとする。但し、当該物件の建築基準法違反、消防法令違反、旅館業法違反等甲の責任に属する理由によって不許可となった場合等はその限りではない。

(契約の解除)

第5条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したとき、著しい不信行為をしたとき、法令違反行為が発覚したとき、又は申請者及び申請法人役員が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが明らかになったときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2. 前項によりこの契約が解除されたときは、甲及び乙は遅滞なく債権債務を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとする。但し、甲の契約違反、著しい不信行為、又は法令違反行為等甲の責任に属する理由により契約を解除した場合、乙は既に支払われた申請代行報酬の返還は行わない。

以上の合意の成立を証するため、この契約書2通を作成して甲と乙とが記名押印のうえ各自その1通を所持する。

年 月 日

(甲：依頼者) 住所

氏名

印

(乙：行政書士) 住所 大阪府大阪市北区曾根崎2丁目8-5

お初天神 EAST BLDG

氏名 行政書士 岡 晃敏

